

## 京都市介護保険住宅改修支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅改修に係る書類作成及び助言等の業務について、介護支援専門員等の適正な業務の遂行を支援するため介護保険住宅改修支援費（以下「住宅改修支援費」という。）を支給する事業の実施に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下、「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「住宅改修費」とは、介護保険法（以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- 2 この要綱において「理由書」とは、介護保険法施行規則（以下「法施行規則」という。）第75条第1項第3号及び同第94条第1項第3号に規定する書類をいう。
- 3 この要綱において「介護保険事業者」とは、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び同第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- 4 この要綱において「居宅介護支援費等」とは、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、同第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、同第41条第1項に規定する居宅介護サービス費のうち特定施設入居者生活介護に要した費用、同第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費のうち小規模多機能型居宅介護、複合型サービス及び地域密着型特定施設入居者生活介護に要した費用、同第53条第1項に規定する介護予防サービス費のうち介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用、同第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費のうち介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用及び法第115条の45項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に関して、市町村から支払われた費用をいう。
- 5 この要綱において「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届」とは、法施行規則第77条第1項に規定する届書及び同第95条の2第1項に規定する届書をいう。

### (支給対象)

第3条 住宅改修支援費は、住宅改修費の支給対象となる改修工事を行った被保険者に係る理由書を次の各号に掲げる者が作成した場合に支給する。

- (1) 介護支援専門員又は地域包括支援センター職員
  - (2) 理学療法士、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を持つ者
- 2 前項第1号に掲げる者については、住宅改修着工日の属する月においてその者の勤務する介護保険事業者が当該被保険者に係る居宅介護支援費等を算定していない場合に限るものとし、前項第2号に掲げる者については、住宅改修着工日において、当該被保険者に係る居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が提出されておらずその日以降に提出する予定のない場合に限るものとする。

### (支給額)

第4条 前条に定める住宅改修支援費の額は、1件当たり2,000円とする。

(支給申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、介護保険住宅改修支援費支給申請書(第1号様式)によって、法施行規則第75条第1項第5号から第7号に規定する書類又は同第94条第1項第5号から第7号に規定する書類の提出が完了した日から2年以内に行わなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請の到達後、理由書作成に係る業務が完了していることを確認のうえ、当該申請日の属する月の翌月末までに条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更後の承認の申請)

第7条 第5条に係る申請後、第3条各項に定める支給要件を満たさないことが判明した申請者は、速やかに介護保険住宅改修支援費支給申請取下届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修支援費の支給に関し必要な事項は所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 介護保険住宅改修支援費支給申請書(第1号様式)及び介護保険住宅改修支援費支給申請取下届(第2号様式)については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（宛先）京都市長

## 介護保険住宅改修支援費支給申請書

申請者・理由書作成者	事業所番号											
	事業所所在地											
	事業所名称											
	管理者氏名	㊟					作成者氏名	㊟				
	作成者区分 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員					<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター職員					
	<input type="checkbox"/> 福祉住環境コーディネーター（2級以上）					<input type="checkbox"/> 作業療法士等						

注：介護保険指定事業者ではない申請者（福祉住環境コーディネーター等が作成した場合）については、事業所所在地欄に、所属する事業所の住所及び電話番号を記入してください。（この場合、事業所番号欄は記入不要です。）

住宅改修費支給申請を行った下記の被保険者については、

- 当該住宅改修工事着工日の属する月において、居宅介護（介護予防）支援費、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費を請求していない、または請求しない見込みであるため
- 住宅改修着工日において、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が提出されておらず、その日以降も提出の予定がなかったため

介護保険住宅改修支援費の支給を申請します。

なお、住宅改修の着工日の属する月において居宅介護（介護予防）支援費または（介護予防）小規模多機能型居宅介護費を請求することになった等、介護保険住宅改修支援費の支給要件に該当しなくなった場合には、速やかに本申請を取り下げます。

### 記

対象被保険者	被保険者番号										
	氏名						住 宅 改 修 着 工 日	年 月 日			

要介護認定訪問調査費の指定振込口座以外の口座への振込を希望する場合は、希望振込先を記入してください。（要介護認定等に係る訪問調査委託料の振込口座を指定する場合には以下の項目は記入不要です。）

指定口座	金融機関コード				店舗コード			種別	口座番号				
								1 普通					
	銀行 信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所			2 当座					
								3 貯蓄					
	連絡先											— —	
口座名義人	フリガナ												
	漢字												

年 月 日

（宛先）京都市長

### 介護保険住宅改修支援費支給申請取下届

申請取下者	事業所番号										
	事業所所在地										
	事業所名称										
	管理者氏名	印									

年 月 日付けで介護保険住宅改修支援費の支給申請を行った下記の被保険者については、

- 「住宅改修が必要な理由書」を作成した改修工事が、支給対象として認められなかったため
- 住宅改修着工日の属する月において、当該事業所が居宅介護（介護予防）支援費または（介護予防）小規模多機能型居宅介護費を請求することとなったため
- 住宅改修着工日において、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が提出されている又はその日以降に提出することを予定していたため

住宅改修支援費の支給申請を取り下げます。

#### 記

対象被保険者	被保険者番号						—				
	氏名						工事着工日	年	月	日	